

大阪府電子見積合せ実施要綱

(趣旨)

第1条 大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う随意契約の相手方の決定及び契約に係る手続きについては、大阪府財務規則（昭和55年規則第48号）（以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見積合せ 提出を受けた見積書から最も優れたものを採用し、契約の相手方を決定する手続きをいう。
- (2) 電子見積合せ 規則第61条の3第1項の規定によりシステムを用いて行う、見積りの募集から契約の相手方を決定するまでの一連の手続きをいう。
システム(<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)
- (3) 発注概要書 電子見積合せにより発注する日程、仕様、契約条件等を記載した資料
- (4) 発注概要書等 発注概要書、大阪府電子見積合せ心得（以下「心得」という。）、その他電子見積合せに必要な資料等をいう。
- (5) 参加資格 契約の相手方となるべき者が有しなければならない要件をいう。
- (6) 資格審査 参加資格を有しているか審査することをいう。
- (7) 同等品 発注概要書等に記載した購入、賃借等の目的となる物品（設備装置等を含む。）と異なるメーカー等の物品であって、当該購入、賃借等の目的となる物品と同様の形態で使用目的、作成目的等が同じものであり、かつ、契約の目的を達成できる仕様となっているものをいう。
- (8) 職署名カード 大阪府電子署名規程第2条第4項、大阪府教育委員会電子署名規程第2条第2号、大阪府警察電子署名管理規程第2条第2号、大阪府議会電子署名規程第2条第2号、大阪府監査委員電子署名規程第2条第2号、大阪府人事委員会電子署名規程第2条第2号及び大阪府労働委員会電子署名規程第2条第2号に規定する職署名カードをいう。

(見積りの募集)

第3条 電子見積合せを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項をシステム及び発注概要書等により公開して、見積りを募集しなければならない。

- (1) 見積り募集に付する事項
- (2) 電子見積合せ参加資格
- (3) 見積書の提出期間

- (4) その他電子見積合せの手続き及びスケジュール
 - (5) 電子見積合せの実施及び契約事務を担当する部局名及び問い合わせ先
 - (6) 電子見積合せの無効又は失格に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 発注概要書等は、原則としてシステムにより交付する。ただし、システムによらず別の方法で交付する資料等がある場合は、発注概要書において交付方法を示すこととする。

(予定価格)

- 第4条 予定価格は、原則として公表しない。ただし、第7条により現場確認又は仕様説明を行う場合に、電子見積合せの透明性の向上を図る等電子見積合せを適切に行うため必要があるときは、予定価格を公表することができる。
- 2 前項の規定による予定価格の公表は、発注概要書に示すことにより行う。

(参加資格)

- 第5条 電子見積合せの参加資格は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 見積書の提出時において、別表の契約の区分欄に掲げる契約について、それぞれ同表の参加資格者名簿欄に掲げる名簿に登録されていること。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条の第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格又は少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格のいずれかについて、再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条の第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格又は少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格のいずれかについて、再認定がなされた者を除く。）でないこと。
 - (3) 次のアからエのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱 別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
 - ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除

外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

エ 府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

(4) 大阪府内に事業所を有する者（建設工事については、建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有するものとする者）であること。

(5) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であること。

(6) 前2号に規定する参加資格については、次に掲げる場合は、参加資格としないことができる。

ア 物品、設備等の修理又は修繕について見積り募集に付するとき。

イ 委託業務でその業務内容が特殊なもの又は機器、設備等の保守について見積り募集に付するとき。

ウ 2者以上の見積合せ参加者が見込めないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、見積り募集の案件ごとに定める要件（発注概要書等に記載する仕様に示すものを含む。）を満たす者であること。

（同等品の取扱い）

第6条 同等品申請が可能な物品（設備装置等を含む。）については、発注概要書等とその旨を示すこととする。この場合において、見積合せ参加者から同等品申請及び同等品での見積書の提出があった場合は、これを受け付けるものとする。

2 前項により同等品申請があったときは、府は、同等品の適否を判断し、通知することとする。

3 前2項の同等品申請に係る手続きは、発注概要書等で定めるものとする。

（現場確認及び仕様説明）

第7条 府は、見積合せ参加者に適正な見積りを行わせるため必要な場合は、現場確認又は仕様説明を行うことができる。

2 前項により現場確認又は仕様説明を行う場合は、実施日時、参加申込みの方法その他必要な事項を発注概要書等で定めるものとする。

（質問及び回答）

第8条 府は、電子見積合せに参加しようとする者に対して、発注概要書等の内容に関する質問を受け、その回答を行わなければならない。

2 前項の質問及び回答を行う期間、方法等その他必要な事項は、システム及び発注概要書等で定めるものとする。

(見積書等の提出)

第9条 見積書の提出は、心得及び発注概要書等に基づいて、システムから電子データにより行うものとする。この場合において、見積書と併せて、資格審査や契約に関して必要となる書類（以下「資格審査書類」という。）の提出を電子データ（府が他の媒体を指定した場合は、当該媒体）により行うものとする。

- 2 府は、見積書の提出時において、システムにより、別表の参加資格者名簿への登録の有無、契約の区分との合致等参加資格の一部について、資格審査を行う。この場合において、参加資格を有しないと認める者については、見積書の提出を受けないものとする。

(再度の見積書の提出)

第10条 電子見積合せ参加者（第13条の規定により当初の見積書が無効となった者を除く。）が提出した見積書の全てについて、見積価格が予定価格の制限の範囲を超えた場合においては、当該見積合せ参加者に対して、再度の見積書の提出を依頼する。ただし、予定価格を発注概要書等で事前に公表した場合においては、再度の見積書の提出は依頼しない。

- 2 前項による再度の見積書の提出方法については、前条第1項を準用する。
- 3 前2項による再度の見積書の提出は、1回限りとし、見積書の提出期限はシステムにより通知する。

(資格審査)

第11条 府は、前2条により提出のあった見積書のうち、見積価格が予定価格の制限の範囲内となっており、かつ、最も低い価格の見積書を提出した者に対して、資格審査（第9条第2項の規定により行った参加資格についての資格審査を除く。）を行う。

- 2 前項において、最も低い価格を提出した者が2者以上の場合は、見積書の提出に併せて入力するくじ入力番号を用いて、システムで行う電子くじにより順位を決定し、最上位の者に対して、資格審査を行う。
- 3 資格審査の結果、次に掲げる場合については、提出のあった見積書を無効とする。
 - (1) 第9条による資格審査書類の提出について、資格審査書類の全部又は一部の提出がない場合で、府が期限を定めて資格審査書類の提出を求めても、当該期限までに提出がないとき
 - (2) 参加資格を有していないと認めるとき
 - (3) 資格審査書類の内容が不明瞭等で、当該資料の内容説明、追加資料提出等を求めても参加資格を有していることが確認できないとき
- 4 前項により見積書が無効となった場合は、当該無効となった者を除外して、第1項の規定により資格審査を行う。ただし、第2項による電子くじを行っている場合は、次順位の者に対して資格審査を行う。

(見積合せの取り止め等)

第12条 府は、見積りの募集開始日以降に次に掲げる事由が生じ、電子見積合せを行うことができないとき、又は、適正な手続きを行うことができないと認められるときは、電子見積合せの手続きを取り止め、又は他の方法により実施することができるものとする。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) システムに障害が発生したとき。
- (3) 発注概要書等の記載に誤りがあるなど、適正な見積書の提出が困難であると判断したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により、電子見積合せを行うことが適当でないと判断したとき。

(見積書の無効等)

第13条 前条までに定めるもののほか、偽りその他不正の行為を行った者その他この要綱の規定又は発注概要書等に示す要件等に違反した者が提出した見積書は無効とする。

- 2 府は、既に電子見積合せにより契約を行った者が、当該契約について前項の事由に該当すると認める場合は、当該契約の解除を行うことができる。

(失格)

第14条 電子見積合せ参加者が、契約の相手方を決定するまでに、提出した見積書について資格審査又は見積書採用の辞退を申し出た場合は、これを失格とする。

(見積合せ及び結果の通知)

第15条 府は、第11条による資格審査により参加資格を有すると認めた者が提出した見積書を採用し、契約の相手方（以下「契約予定者」という。）として決定する。

- 2 府は、前項の規定により契約予定者を決定したときは、システムにより見積合せ結果通知書を作成し、これに職署名カードにより電子署名を行い、契約予定者及びその他の見積書を提出した者に対して通知する。

(契約の締結等)

第16条 前条第2項の規定による通知（以下「見積合せ結果通知」という。）を受けた契約予定者が、システムから受注回答を行うことにより契約が成立するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則第64条の規定により契約書を作成する場合は、当該契約書の作成により契約が成立するものとする。この場合において、契約書の作成は、見積合せ結果通知をした日の翌日から起算して、10日以内（閉庁日を除く。）

に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に契約書の作成ができないときは、双方が協議の上、必要な範囲で期間を延長することができる。

3 府は、前2項の場合において、契約予定者が正当な理由なく契約の締結を行わない場合は、見積合せ結果通知を取り消し、契約予定者の権利を失わせるものとする。

4 第1項又は第2項による契約手続きについては、発注概要書において定める。

5 第1項及び第2項により契約を締結したときは、契約の相手方の名称及び契約金額をシステムにより公表するものとする。なお、見積書を提出した者の数、契約の相手方以外で見積書を提出した者の名称及びその見積価格は非公表とする。

(見積書の提出がない場合等の取扱い)

第17条 電子見積合せの結果、見積書の提出がない場合又は見積書の無効若しくは失格により採用すべき見積書がない場合は、当該電子見積合せの手続きは終了する。

(早期発注における留意事項等)

第18条 年度当初から履行を開始しなければならないものについて、旧年度において契約に至る事前の手続き（以下「早期発注」という。）を行う必要がある場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 見積りの募集時期については、年度当初から履行を開始できるよう事務処理に要する期間を勘案し、設定すること。

(2) 見積合せにより契約の相手方を決定する日は、府議会における予算議決日の翌日以降とすること。

(3) 契約が成立する日は、新年度の4月1日以降とすること。

2 前項により早期発注を行う場合は、第3条による見積りの募集において、早期発注に係る取扱いの特例事項、契約が成立する日その他必要な事項をシステム及び発注概要書等に明示しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 職員は、電子見積合せに関して、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 職員は、予定価格を推測することができる設計金額等の電子見積合せに係る情報の遺漏を防止するため、設計書等の秘密書類を施錠できる金庫、ロッカー等へ保管するなど厳重に管理しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、電子見積合せに関し必要な事項は、発注概要書等その他別に定めるところによる。

別表（第5条関係）

契約の区分	参加資格者名簿
建設工事	(1)施設や小規模設備の修繕工事など設計図書の作成を要しない案件 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿又は大阪府少額随意契約建設工事事業者名簿のいずれか。 (2) (1)以外の案件（※） 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿
測量・建設コンサルタント等業務	大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿
委託役務	大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿
物品	大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿

（※）建設工事における参加資格者名簿については、規模や発注内容等により建設業の実務経験を要すると判断するときは、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者に限定し発注することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。